

平成17年第7回教育委員会臨時会記録

平成17年8月29日（月）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日時 平成17年8月29日(月) 午前10時07分～午後10時29分

場所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員代理者 安本 ゆみ
委員 宮坂 公夫 教育長 納富 善朗

欠席委員 委員 大藏 雄之助

出席説明員 事務局次長 佐藤 博継 学校適正配置長 上原 和義
庶務課長 和田 義広 学校適正配置課長 吉田 順之
杉並区師範館長 田中 哲 学校運営課長 馬場 誠一
指導室長 松岡 敬明 社会教育スポーツ課長 赤井 則夫
済美教育一長 杉田 治 中央図書館長 原 隆寿
中央図書館長 齋木 雅之

事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 石井 康宏
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 0名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第49号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 平成17年度杉並区一般会計補正予算(第3号)

目 次

議案審議

議案第49号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議案第50号	杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	4
議案第51号	平成17年度杉並区一般会計補正予算（第3号）・・・・・・・・	6

委員長 ただいまから第7回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日、大蔵委員はご都合によりまして欠席ということでございますが、定数に達しておりますから問題ございません。

本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、議案が3件となっております。

3件の議案は、平成17年第3回区議会定例会の提出予定議案で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」に基づく区長からの意見聴取案件となっております。よって、同法律第13条によりまして、本日の会議を非公開としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 では、異議がございませんので、本日の会議は非公開とさせていただきます。

では、議案の審議に入ります。日程第1、議案第49号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議させていただきます。

庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第49号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

改正の理由でございますが、幼稚園教育職員につきまして、母体保護休暇を制度化する必要があるためでございます。

改正の内容でございますが、新旧対照表をご覧ください。妊娠初期休暇の名称を改め、特別休暇として母体保護休暇を制度化するものでございます。

制度の内容でございますが、女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難な場合において、休養として与える休暇につきまして、妊娠期間全般を通じて取得することを可能とするものでございます。

この条例の施行期日は、平成17年11月1日でございます。

なお、附則第2項は、必要な経過措置を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は、省略させていただきます。

委員長 ただいまのご説明に、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

名称だけの問題ですか。今度の場合、考え方自体も、改正前の妊娠初期休暇というのとイコールではないわけですか。

指導室長 妊娠初期休暇につきましては、現在は妊娠初期に発生する障害に限定をしているということでございますけれども、その規則を改正いたしまして、この限定を撤廃して、妊娠に起因するすべての障害に拡大して適用するという考え方でございます。

委員長 多少概念が広まったということですね。

庶務課長 補足でございますが、これまで取得期間が、名称のとおり妊娠初期ということで、妊娠4カ月程度までということだったんです。これが、妊娠期間全般を通じて取れるようになるということございまして、休暇制度そのものは、大体内容は同じで、1回に取れる日数も大体7日以内で、妊娠期間を通じて1回限りというような形です。

主な改正点というのは、期間ですね。妊娠当初4カ月程度だったものが、妊娠期間全般を通じて取れることになったということになります。

宮坂委員 ただし、回数は1回で7日までということですか。

庶務課長 そこは、変わってございません。

宮坂委員 妊娠初期に、2カ月ぐらいのときに1回取って、今度3カ月のときにまた1回取るということは、できなくなってしまうわけですか。でも、具合の悪い人というのは、ずっと具合が悪い場合もありますよね。

庶務課長 いずれにしても、条例では名称の変更というだけで、今後、今、委員がおっしゃったところなどが規則等で定められていくということで、今私どもの聞いている範囲では、そういった内容ということで聞いてございます。

委員長 では、議案第49号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

では、引き続きまして、日程第2、議案第50号「杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議させていただきます。

庶務課長、ご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第50号「杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

改正の理由でございますが、このたび、体育施設の管理に民間の能力を活用することにより、体育施設に対する多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応し、区民の心身の健全な発達を図るため、指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲を定める等の必要があるためでございます。

新旧対照表をごらんください。

第3条の2でございますが、これは休場等についての規定を新たに追加して定めたものでございます。

第5条から第16条までの規定につきましては、指定管理者制度を導入すること等に伴いまして、

「管理受託者」を「指定管理者」等とする等の規定の整備を行っているところでございます。

次に、第17条でございますが、指定管理者による管理に関する規定でございます。体育施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者に体育施設の管理の業務を行わせることができることとするものでございます。また、指定管理者が行う業務の範囲は、施設の使用の承認等に関する事、教育委員会が指定する修繕等を除く施設及び設備の維持管理等としてございます。

第18条から第20条までは、指定管理者の指定の手続を定めるものでございます。指定管理者を指定しようとするときは、公募又は教育委員会規則で定める方法によること。選定基準に基づき最も適切な管理を行うことができると認めるものを、区議会の議決を経て指定管理者に指定し、告示すること。指定管理者の指定の取消し等の要件。指定取消し等を行った際に、教育委員会が臨時に体育施設の管理を行った場合の施設利用者から使用料を徴収すること等について定めてございます。

第21条は、事業報告書の作成及び提出。第22条は、協定の締結でございます。

なお、松ノ木運動場等の公園施設と杉並第十小学校温水プールにつきましては、学校施設及び公園施設の一部として管理されており、体育施設のみを切り離して指定管理者を導入することで、施設の管理者が複数となり責任の所在が不明確になること、及び業務の重複により運営が非効率になることから、指定管理者制度の導入は行わず、区が運営することとし、使用料等の規定の整備を行ってございます。内容は、別表での改正ということになります。

この条例の施行日は、公布の日からということでございます。

なお、附則第2項では、この条例の施行の際に、現に管理の委託がされております体育施設につきましては、指定管理者制度へ移行するか、管理の委託が終了いたしますまでの間は、なお従前の条例の規定が適用されることを定めております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 では、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

個人的には、僕は二、三、こういうものにはよそで関わっていて、選定をやったりしているんですけども、諸事情の関係で、来年の何月何日までに定めなければいけないとかがあるんでしょう。

社会教育スポーツ課長 平成18年9月までには定めなければいけないと、どちらかにしなければいけないということで、ただ、23区では、千代田区、あと未定のところを除きまして、指定管理者にするというのは、大体、平成18年4月1日が多いようでございます。

委員長 それで、この運用というのも、実際的に考えれば、条例の通過した後効力を発して、そ

れ以降に運用を図ろうというふうに考えていらっしゃるのですか。

社会教育スポーツ課長 条例で、まず施設そのものを指定管理者制度に持っていくという条例がありまして、それであると選定に入りまして、その後、議決でその選定の事業者を決めるという手続になります。それ以後、平成18年4月1日に指定管理者制度を適用していくというものでございます。

委員長 それで、杉並区には「財団法人杉並区スポーツ振興財団」というのがあって、例えば、第17条なんかだと、その辺が新旧対照表のところで明白にわかりますよね、指定管理者という名前になっていくと。だから、従来、「財団法人杉並区スポーツ振興財団」が委託されていたものがどうなるのかということになると、指定管理者に移っていくということですね。そうすると、スポーツ振興財団というのは、指定管理者の一部として応募することになるわけでしょうね。

社会教育スポーツ課長 そういうことでございます。

委員長 もし、その気があれば。そうですね。それで、ほかの民間とかいろいろ出てくるわけですけども、それと一緒に応募するわけでしょう。

社会教育スポーツ課長 そういうことでございます。事業の応募の資格が出るということです。

委員長 資格が出ると、そういうふうに読み取っていいんですね。

ほかにございますか。

(「なし」の声)

委員長 これは、その後要綱も作らなければいけないし、見ていると事務的には相当いろいろな作業が出てきますね。ほかによろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 では、議案第50号につきましてはご異論ございませんようですので、原案どおり可決いたします。

では次に、日程第3、議案第51号「平成17年度杉並区一般会計補正予算(第3号)」を上程し、審議させていただきます。

庶務課長から、ご説明をお願いします。

庶務課長 議案第51号「平成17年度杉並区一般会計補正予算(第3号)」について説明いたします。

補正の理由でございますが、今年度は1校の予定でございました校庭の緑化、芝生化でございますが、これを2校とすること等に伴う必要な経費を計上するためでございます。

3枚目をごらんください。2段目の補正額でございますが、7,310万円でございます。特定財源、差引一般財源のところでございますが、歳入に都・公立学校運動場芝生化事業補助金を計上

することと、施設整備基金の繰入見送りをを行うことによりまして、記載のとおり結果となっております。補正後の金額でございますが、109億7,928万9,000円でございます。

裏面をごらんください。

補正の内容でございますが、「学校緑化推進」事業といたしまして、校庭芝生化の工事費等の経費ということで5,000万円計上してございます。それから、「学校運営管理」、小学校の部分でございますが、校庭緑化、芝生化の備品消耗品等とアスベスト関連経費として1,110万円、飛びまして、中段の「学校運営管理」、中学校の部分でございますが、アスベスト関連経費として1,200万円計上しているところでございます。

特定財源、差引一般財源でございますが、学校緑化推進事業の都支出金、都の芝生化事業費補助金でございます。それから、特定財源のところの各事業のその他の欄に記載の減額でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げました施設整備基金の繰入を見送るために減額するものでございます。その結果、差引一般財源のとおり、一般財源の方も補正するというところでございます。

以上でございます。

委員長 では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

学校の緑化に関係するんですけれども、校庭の芝生化というのを、都はヒートアイランド対策の一環として、都の財源を持ち出して補助するというようなことを言っているんですけれども、杉並区の場合はこういったものは関係ないわけですか。

学校運営課長 このたび、東京都の補助金を使いまして、東京都は、保護者が自主的な地域の維持管理団体を作った場合には100%補助ということで、今年度設定しておりますので、2校とも東京都の補助を100%使って実施していくものでございます。

委員長 今回はですね。それは、初めてですか。

学校運営課長 今年度の補助事業でございますが、東京都からの補助は初めてでございます。従前から、国からの補助が3分の1ありましたけれども、今回は100%ということでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第51号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

予定されました日程は、これですべて終了いたしました。

本日の会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。